

木綿商長谷川次郎兵衛家の安永二年「掟法記」

末 田 智 樹* 扇 野 耕 多**

第一章 はじめに

本稿では、伊勢国松坂の長谷川次郎兵衛家における一七七三年（安永二）に定められた江戸店の店掟である「掟法記」（以下、本史料）を翻刻紹介する。^①

長谷川家本家創業の理由は、一族の布屋市左衛門（東家）が一六三五年（寛永一二）に江戸大伝馬町で木綿仲買商を営んだことに発する。本家の二代喜安は布屋市左衛門との地縁により江戸大伝馬町で木綿仲買商となり、三代政幸は布屋店に奉公して支配人まで上り詰めた。この政幸が長谷川家創業の祖であり、一六七五年（延宝三）に独立して「丹波屋次郎兵衛」を名乗り、大伝馬町一丁目で木綿仲買商の出店を開いて長谷川家の「本店」となった。一七〇二年（元禄一五）には、三代政幸から本家の家督を相続し

た四代元忠が本店隣に「新店（源右衛門店）」を開くと、元忠の弟にあたる分家が相次いで木綿店を開業した。すなわち、一七二五年（享保一〇）に長谷川武右衛門が亀屋（南家）、一七三八年（元文三）に長谷川六郎次が戎屋（西家）を開設した。これらの松坂の本分家の当主が、各店の支配人クラスに指示して経営を仕切る管理体制をとるようになった。^②

大伝馬町一丁目には江戸で有力な木綿問屋が集中していたが、江戸中期において長谷川家は最も多い店舗数である四店舗を展開するトップレベルの木綿商に成長していた。^③本稿において長谷川本分家の店掟を紹介することで、江戸で大商家の木綿商における経営管理の実態を浮かび上がらせたい。

* 人文学部教授―経済地理学・経営史

** NPO法人松阪歴史文化会学芸員―近世史・近代史

第二章 先行研究の整理

長谷川家の店掟については、松阪市史編さん委員会編（一九八三）『松阪市史 第二巻 史料篇 近世（二）』では一七八三年（天明三）と一八五七年（安政四）、三重県編（一九九八）『三重県史 資料編 近世四』では一七九九年（寛政十二）が翻刻紹介している。⁴北島正元編著（一九六二）『江戸商業と伊勢店』では、「店法の制定と改廃」と題された項目において奉公人に対する管理実態について詳しく紹介している。

そこで以下では北島前掲書の論点を整理しながら、本稿で翻刻紹介する一七七三年（安永二）「掟法記」を位置づけておこう。⁵

長谷川家の店掟は一七三七年（元文二）の「掟法帳」が最古で五十八カ条からなり、これによって同家の掟法帳の骨子が完成した。この店掟は三代政幸の晩年に制定されたもので、毎十日夜に店中の奉公人を集めて読み聞かせを行っていた。この店掟と合致しない事項が出てきたので、支配人や退役人、別家などが相談して「両店掟法帳」を作成したとする。一七六九年（明和六）に六代邦淑が江戸店に下った際に、この店掟を確かめてもらったら非常に理にかなった内容になっていたのでため褒められたという。この点から店掟は、本家で制定する場合と江戸店で自主的に作成した二種類が存在していたと論ずる。⁶

つまり、長谷川家本分家による四店舗経営体制が整った状況において最初の店掟が一七三七年（元文二）に制定された。この店

掟が三十年間ほど守られてきたが、合致しないことがみられるようになり、一七六九年（明和六）に改正されたことがわかる。

北島前掲書では、このあとに一七七三年（安永二）、一七八三年（天明三）、一七九二年（寛政四）、一七九九年（寛政十二）、一八三三年（天保三）、一八三六年（天保七）、一八四二年（天保一三）、一八五七年（安政四）、一八六三年（文久三）、一八六七年（慶応三）、一八七二年（明治五）に改正が行われたと整理する。また、これらの改正のほかに、五店の支配人と退役人が相談して自発的に決めた「申合書」が度々作成されたと指摘する。掟法帳の改正は通常、従前のものを加除修正する形をとったものの、そのきっかけは主人から与えられる時折の教戒であった。一七三七年（元文二）以後の改正は、本家からの申し渡しや教諭の類が加えられ修正されてきたという改正理由を述べて、さらに以下のように具体的に提示した。⁷

一七七三年（安永二）の店掟は、近年家内の作法が守られなくなってきたので相談のうえで改正されたとする。新しく加えられた箇条としては、第一に五店の業績格差が表面化したため五店の調和、および大伝馬町の本綿問屋仲間の構成員の浮沈が激しく、結合が緩くなったための融和であった。第二には、繰綿・米・油・薬種・唐物のほか何によらず投機的な取引であるとたん商い（以下、空商い）の厳禁であった。この店掟は本家から江戸の五店へ申し渡され、各店の支配人と退役人の連名による請書が提出されたとする。⁸

一七七八年（安永七）八月に至つて本家では江戸店に書状を送り、繰綿の延取引を重ねて厳戒していた。この申し渡しに対して、江戸の五店の支配人と退役人が請書を提出していた。

以上のような改正・戒告にもかかわらず、綿店差次買出役の庄兵衛が空商いを行い、それが失敗して借金の穴埋めができずに一七八二年（天明二）七月二十八日に出奔した「綿店庄兵衛一件」が生じた。長谷川家本家では、江戸五店の支配人に対し詰問を加えたうえで掟法帳の改正案の提出を命じた。五店の支配人は同年冬に改正の箇条を下書きにして本家へ送り、それに基づいて本家は空商いの厳禁を重ねて強調した。それとともに奉公人の衣服制限を時勢の変化に応じて若干緩和したことなど、条項を新しく加えた店掟を交付した点などを史料から明らかにしている⁽⁹⁾。

第三章 店掟の改正

北島前掲書からは、長谷川家において店掟の改正が頻繁に行われていたことが判明した。これを受けて筆者は同家所蔵の店掟を調査し、表1に一覧を作成し整理してみた。まず、最初の一七三七年（元文二）と二番目の一七六八年（明和五）の店掟は、松阪市の旧長谷川治郎兵衛家所蔵資料から確認できなかった⁽¹⁰⁾。そのため、筆者は一七七三年（安永二）の本史料から調査を進めた。

ところが、その後一七六八年（明和五）の店掟が一橋大学附属図書館に所蔵されていたことが判明したため（以下、一橋所蔵資

料）、閲覧し確認することができた⁽¹¹⁾。そして、一七七三年（安永二）の本史料の位置づけを行うために一橋所蔵資料の店掟のほか、旧長谷川治郎兵衛家所蔵資料から一七七四年（安永三）と一七七八年（安永七）、一七八二年（天明二）に改正された店掟も確認できた。そこで本稿では、これらの時期に改正された経緯について簡潔に検討しておきたい⁽¹²⁾。

一橋所蔵資料である一七六八年（明和五）の店掟の表紙には、「明和五歳 七月吉日 掟法記」と記されている。この最初には以下のように記録され、前述の北島の見解と同じ内容を示していた⁽¹³⁾。

一近年店格式先規より相定有之候仕方相背候事とも有之候ニ付、此度相談之上式目再改致置候条、ケ條之趣急度相守り可申候、勿論自今以後年二二月十日・八月十日両度無怠両店若者・子ともに至迄、ケ條之件逸々ニ読聞堅為相守可申候、仍而如件

忠助

弥助

与惣兵衛

明和五戊子年七月

由兵衛

佐兵衛

新兵衛

すなわち近年、店の作法が守られなくなってきたので相談した

表 1 長谷川家の店掟の制定・改正年代一覧

制定年代	史料の表記	三重県史	北島研究	筆者調査
1737 年 (元文 2)	掟法帳	○	○	
1768 年 (明和 5)	掟法記	○	○	○
1773 年 (安永 2)	掟法記	○	○	○
1774 年 (安永 3)	掟法記	○		○
1778 年 (安永 7)	掟法記			○
1782 年 (天明 2)	掟法記	○		○
1783 年 (天明 3)	掟法帳	○	○	○
1783 年 (天明 3)	改正掟法帳	○	○	○
1792 年 (寛政 4)	掟法帳	○	○	○
1799 年 (寛政 11)	店作法書	○	○	○
1811 年 (文化 8)	御仕法帳	○		○
1814 年 (文化 11)	改正掟法張	○		
1832 年 (天保 3)	掟法帳、追箇条	○	○	○
1835 年 (天保 6)	掟 (追ヵ条)	○		○
1836 年 (天保 7)	毎年兩度読聞覚	○	○	○
1842 年 (天保 13)	掟	○	○	○
1847 年 (弘化 4)	掟法帳			○
1852 年 (嘉永 5)	改正追ヵ条	○		○
1857 年 (安政 4)	掟法帳	○	○	○
1863 年 (文久 3)	掟法帳	○	○	○
1867 年 (慶応 3)	掟	○	○	○
1871 年 (明治 4)	変革之趣意		○	○

出所) 筆者の末田と扇野の共同調査から作成。

備考) (1) 表の空白は記載なしか確認できなかったことを示す。(2) 1768 年 (明和 5) は一橋大学附属図書館所蔵。三重県史は三重県編 (1998) 『三重県史 資料編 近世 4』 同県、北島研究は北島正元編著 (1962) 『江戸商業と伊勢店—木綿問屋長谷川家の経営を中心として—』 吉川弘文館のことであり、両著のなかでは 1769 年 (明和 6) と表記されている。(3) 現時点では 1814 年 (文化 11) の「改正掟法帳」を筆者らは確認できていない。したがって前掲『三重県史 資料編』(132 頁) の表現から「改正掟法帳」と表記した。(4) 1871 年 (明治 4) 「変革之趣意」については、北島前掲書 (615 頁) では 1872 年 (明治 5) としている。

うえで改正することにした。その改正した条項を必ず遵守し、これ以後の二月十日と八月十日に怠けることなく、若者・子供に至るまで条項の一つひとつを読み聞かせて店掟を絶対にすることを誓っていた。したがって、一橋所蔵資料が北島前掲書の一七六九年(明和六)の店掟と捉えても差し支えなからう。しかしながら、北島前掲書では具体的には述べられていないため一橋所蔵資料からさらに掘り下げてみたい。

一七七三年(安永二)三月に松坂の本家から改正の理由が申し渡されていたことが読み取れる。前述の史料のあとに六十七カ条の条項が書かれ、そのあとに「一佐兵衛儀店制禁ヲ破り重々不屈之品、依之家名店名之是取上ケ永々勘当申付候」と記されている。前に引用した「佐兵衛」と一致しており、このあとの記録から新店の支配人であった佐兵衛は一七六八年(明和五)に誓ったにもかかわらず、店掟で禁止していた「相場延商内」を自ら行って損害を与えていたことがわかる。しかも、松坂の本家から佐兵衛の勘当のことが、長谷川家の四店はもちろん末家(別家)中や諸国問屋、売子衆(小売衆)に返事することが申し付けられていた。⁽¹⁵⁾

本史料の「巳歳其御地様方被仰下候御掟」の前までは六十七カ条であり、一橋所蔵資料の六十七カ条の文言と全く同一である。したがって、本史料の主要部分は一七六八年(明和五)に作成され、本史料の「巳歳其御地様方被仰下候御掟」以下の「一米油其外延商内堅致間敷事」からの十カ条を一七七三年(安永二)四月に新たに加えていたことがわかる。十カ条のあとにみられる「覚」

以下の三カ条については、最後の「一七七八年(安永七)九月のあとに「勢州」の「御主人様江差上置申候」とあり、「江戸惣店中」から松坂の本家へ送られていたことが読み取れる。また一七八二年(天明二)十一月の冒頭には、前述の庄兵衛一件を受けて「弥以店風不被相乱様急度相守、店々末々之者二至迄不洩様二相示、歳々両季ニ惣店中打寄熟誑仕候事」と書かれ、この文言のあとに四カ条が明記されていた。⁽¹⁶⁾

これらの内容が、北島前掲書に触れていた一七七三年(安永二)や一七七八年(安永七)の内容に必ずしも一致しないため、今後の課題とする。⁽¹⁶⁾ そのうえ、前述した北島前掲書における一七七三年(安永二)の第二であげられた繰綿・米・油・薬種・唐物のほか何によらず投機的な取引である空商いの厳禁が、一七八二年(天明二)の「一両季店々勘定之節下目録入違(後略)」以下の四カ条のうちの三カ条目において、「繰綿油薬種之類都而空商内先規より停止之儀ニ御座候、猶以已来堅相守可申候」と明記されていたことも疑問に残る。⁽¹⁷⁾

しかしながら、本史料の構成内容からは一七六八年(明和五)の店掟を基本として、空商いの禁止について度々追加されていたことが浮かび上がる。前掲『三重県史 資料編』で翻刻された一七八三年(天明三)と本史料の店掟では、条項の入れ替えも含め変更されていた条項が多々確認できる。⁽¹⁸⁾ すなわち、「綿店庄兵衛一件」がこれまで以上の大事件となったために、本史料の一七八二年(天明二)から翌八三年(天明三)にかけて大幅に改正さ

れていたことが判明する。

なお、条項数について一七八三年（天明三）と本史料の店掟を比較した場合には、前者が七十三カ条であった。これに対して後者が一七六八年（明和五）の店掟と同様に最初が六十七カ条であった。そこに一七七三年（安永二）の十カ条、一七七八年（安永七）の三カ条、一七八二年（天明二）の四カ条が追加され、合計が八十四カ条となり、後者が十一カ条ほど多かった。そのうち一七八三年（天明三）では、重なる条項もあつて大幅に整理されたと考えられる。

表1にみられるように、一七七四年（安永三）の「掟法記」や一七八三年（天明三）の「改正掟法帳」もあり、この時期の店掟に関しては今後の検討が必要であるが、ここまで内容についてまとめてみると、長谷川家の店掟は「明和五年版」と「天明三年版」に大別できよう。⁽¹⁹⁾

第四章 おわりに

長谷川家の店掟は、前掲『松阪市史』と前掲『三重県史』の伊勢商人のなかでは最も長い条項を有している。北島前掲書によれば、同家の店掟は最初の多角経営から木綿専業にかたまつていく過程において成立したとある。⁽²⁰⁾ そのうち、支配人クラスの業務に規律違反がみられるようになったと考えられる。つまり、明和期（一七六四～一七七二）前後の江戸店における木綿経営の拡大路

線とそれからの転換という端境期のなかで、支配人クラスが空商いに手を出してしまう状況であつた。⁽²¹⁾ しかしながら失敗したケースが幾度も起こつたことで、同家の店掟が米・油の空商いや繰綿取引の厳禁を繰り返しつつ、ほかにも政治・経済・社会状況に応じて重要な内容が徐々に追加されていったのであろう。

この点からして、松坂の本分家の当主は江戸の支配人クラスを厳重に管理していたことがわかる。ところが、遠方であつたために直接的に管理することができなかったことで、店の資金を自由に取り扱うことが可能な支配人クラスによつて規律違反が繰り返されることになつた。このため表1にみられるように、また別稿で検討したが、寛政期（一七八九～一八〇〇）に店掟の改正が行われた。⁽²²⁾ しかも、前稿で検討したように寛政期の一件をきっかけに、天保期（一八三〇～一八四三）において道德的な店掟を制定するなど本分家の当主は様々な手立てを講じたのであろう。⁽²³⁾

長谷川家は、大伝馬町木綿問屋のなかで四店を有する最大の木綿商へと成長した。それゆえに家名・店名を守るために、このような長い店掟が定められたと考えることができる。本稿と別稿では、表1の寛政期（一七八九～一八〇〇）までの前半部分の店掟とその改正理由について検討を加えた。今後は、前半部分の店掟の詳細な分析と文化期（一八〇四～一八一七）以降の後半両方を詳細に検討し、当初から五十カ条を超える長い条項が制定された要因を一層探りたい。

注記

- (1) 『掟法記』(「長谷川家文書」史料番号三〇五―七)。
- (2) 松阪歴史文化倉庫編(二〇二二)『開館三周年記念図録 旧長谷川治郎兵衛家』松阪歴史文化舎。
- (3) 林英夫・芳賀登(一九七三)『番付集成(上)』柏書房の「江戸じまん 文化十二歳改」(一二二頁)や「新板大江戸持〇長者鑑 弘化三丙午相改」(二八〇頁)を参照。
- (4) 松阪市史編さん委員会編(一九八三)『松阪市史 第一二巻 史料篇 近世(二)』勁草書房、三五八―四三三・五六五―五七二頁、三重県編(一九九八)『三重県史 資料編 近世四』同県、一二五―一三七頁。
- (5) 北島正元編著(一九六二)『江戸商業と伊勢店―木綿問屋長谷川家の経営を中心として―』吉川弘文館、六一四―六一八頁。長谷川家の店掟については、第十章「長谷川家の店制と家政改革」五七一―六五二頁を参照した。
- (6) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』六一四頁。
- (7) 同前、六一四―六一五頁。
- (8) 同前、六一五頁。なお、「とたん商い」と「空商い」が同一の意味であることに關しては、現時点では前掲『三重県史 資料編』一三二・一三〇三頁を参照した。
- (9) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』六一五―六一六頁。
- (10) この点に關しては、末田と扇野が旧長谷川治郎兵衛家所蔵資料を調査した結果の見解である。
- (11) 一橋大学附属図書館所蔵の「大伝馬町長谷川木綿店古帳一覽」から「掟法記」を閲覧した。https://www.lib.hi.ac.jp/retrieval/collections_bunken/collections/hasegawacotton/を参照した。
- (12) 一七七三年(安永二)、一七七四年(安永三)、一七八二年(天明二)については長谷川家所蔵の史料調査から確認した。
- (13) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』六一四頁。
- (14) 同前、六〇九―六一〇・六一五頁。また「相場延商内」については現物の受け渡しをせずに市場での値段変動による取引方法で、「空商い」と同様の意味で使用されていた可能性が高い。この点については今後の課題とする。
- (15) ただし、表1の一七七四年(安永三)を確認してみると、一橋所蔵資料の一七六八年(明和五)の内容に一七七八年(安永七)の三カ条が追加されていた。このほかは一部入れ替えがなされていたものの文言は同一であり、形態から清書版と考えられるが、今後の検討が必要であろう。また、一七七八年(安永七)の追加の背景に關しては今後の課題とする。
- (16) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』六一五頁。
- (17) 同前。
- (18) 前掲『三重県史 資料編』一二五―一三三頁。
- (19) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』六一五頁。
- (20) 同前、六〇九―六一一頁。
- (21) 同前、六〇九頁。このほかに、賀川隆行(一九九九)「江戸木綿問屋長谷川家の経営の転換」『三井文庫論叢』第三三号、一〇〇頁を参照。具体的には、同頁に「長谷川家では元禄期から宝暦期にかけて順調に純益金を上げてきて、明和、安永期頃には経営拡大を果たしたという認識から、純益金をそのまま江戸店の営業資金として追加融資する必要性がなくなり、一途な拡大路線を転換した」とある。今後は経営動向との諸関係のなかで店掟の改正を捉えていくことを課題とする。
- (22) 末田智樹・扇野耕多(二〇二五)「木綿商長谷川次郎兵衛家の寛政五年本店五郎兵衛一件」『中部大学人文学部研究論集』第五三号(二〇二五年二月刊行予定)。

(23) 末田智樹・扇野耕多(二〇二四)「木綿商長谷川次郎兵衛家の天保七年『毎年両度読聞覚』、『中部大学人文学部研究論集』第五二号。

付記

本稿は、JSPS科研費・基盤研究(C)「伊勢商人の蔵書形成に関する基礎的研究」(研究代表者・岡本聡/課題番号22K00352)の助成を受けて調査研究したものである。本稿で使用した「長谷川家文書」については旧長谷川治郎兵衛家など三館館長松本吉弘氏にご便宜いただき、また具体的かつ貴重なご教示を賜った。一橋所蔵資料については一橋大学附属図書館に閲覧等のご許可を賜った。本稿においても岡本聡先生(中部大学人文学部教授)には、伊勢商人に関する文献・資料のご提供と大変手厚いご指導を賜った。ここに記して心より感謝の意を表したい。

凡例

- 一、本史料の翻刻は末田と扇野で行い、解説のベースは末田が担当し、両名で全体を調整した。
- 一、印刷に際しては、なるべく原史料の体裁をとどめることを原則としたが、組版の都合上、適宜本書形式にあわせて統一した。
- 一、翻刻にあたっては、漢字・平仮名・片仮名は原文通りとした。
- 一、人名などの固有名詞については原史料通りにした。
- 一、字体は原則として新字体を使用した。「*ろ*」「*メ*」についてはそのまま使用した。
- 一、変体仮名の「者」は「は」「ば」「於」は「を」に改めた。

一、読みやすくするために適宜読点(、)を加えた。

【表紙】

掟法記

【本文】

掟

- 一 御公儀様御法度之儀は不及申御触事惣而御公辺ニ相拘り候儀堅相守可申候事
- 一 御成還御之節両店支配他行不致、火之元其外随分念之入不調法無之候様相互ニ気を付、御通行之節大切ニ相慎ミ、台所江引籠居候者之内上役之者気を付物静ニ可仕候事
- 一 御大名様方不絶御通路被遊候得ば常々店前江荷物張出し不申候様気を付、車江荷物積立候ハ、張繩をかけ往来之怪我無之様心懸、如何様之儀被申懸候共雜言過言不申惣而不作法無之様常々気を付大切ニ可致、右之趣下々男ともへ急度可申付事
- 一 家内之格式近歳猥ニ相成候ニ付、此度相談之上急度相改、則左之通相守可申候事
- 一 忠孝之二字を常々心ニ不絶儉約を不違して家業を能々身之奢を慎ミ、上下を糺し人之惡事を不語高慢を慎ミ、堪忍第一ニ而傍輩之中水魚之如しと此古言を不忘、昼夜之勤飯初ニも無怠相互ニ睦敷申合相励ミ出情専一之事
- 一 支配人身持第一ニ慎ミ奢を停止日用万事ニ気を付可申候事
- 一 木綿繰綿之外余商売思ヒ入買取引之儀は先規より堅停止ニ有之

候、猶又此度相改候、急度相慎ミ可申候事

一支配人は不申及下々之者迄常々高慢いたし候事堅相嗜可申事

一一家店ハ不及申相店向店惣而仲間一統睦鋪いたし、猥ニ仲間之

作法破申間敷候事

一退役之者常々昼夜共別而万事氣を付可申候事

一支配人他出いたし候節は其次之者急度相詰諸事取計氣を付可申候事

一両店之内并ニ一家店中不埒之者在之候ハ、無遠慮其支配々江

内々ニ而為相知可申、乍存知隠置候ハ、後日ニ吟味可致候事

一毎月店精進日待夜より堅相慎ミ、当日退役支配人之内仏參可致候事

一支配脇之者商内駈引第一二致、店中之者不埒之儀無之様常々氣を付可申候事

一入湯之外私用ニ罷出候事堅相成不申候、若無拋私用有之罷出候ハ、其先キ／＼を相断可罷出、夜二入四ツ限何方ニ要用之儀

有之候共罷帰可申、五節句休日罷出候ハ、先キ／＼ニて不礼無之様相慎ミ可申、尤暮合限罷帰可申候、若相背候者有之候ハ、

急度吟味致可申候事

一五節句休日之節両店之内式人宛急度相詰可申候事

一支配脇之者売場所江參候儀商内駈引有之事ニ候、尤夜二入四ツ限早速罷帰可申、支配脇之外參候事相成不申候、商内用事在

之候ハ、売場之衆呼ニ遣し候而用向相達可申候事

一売場祝儀商内之節相済不申内他出致申間敷候、勿論用事相片付

候ハ、早々帰宅可致候事

一仲間参会之砌不參不致、支配人自身罷出相談不相済内他出致申間鋪候事

一常々見世先キ前店不行儀無之候様ニ致、見世透ニ相成候ハ、

行儀能相詰世利物は不及申、商内之儀互ニ無油断相心懸出情可致、扱又店內ニ而常々昼夜ニ不限、本之類惣而無益之品を取出

し慰候事堅相成不申候事

一仕着之外左之通法度之衣類拵候事堅相成不申候、其外平生着類無拋相拵候共、支配脇江無断拵候事一切相成不申候

一紗綾縮緬羽二重郡内并ニ越後縮ミ、紹其外薄羽織七子帶琥珀帶惣而絹紬之外堅停止之事

但し

一縮緬単羽織 一縮帷子

一七子琥珀帶 一郡内紋付小袖

一紹其外薄羽織

右五品支配人ハ不苦候、支配脇も心懸ケ置キ可申、私用ニ着用堅無用之事

一絹紬之外停止之品を着用ニ致候儀堅無用之事、尤支配脇之者支配人之代りニ罷出申儀可在之候事、其節は品ニより右五通之内

不苦候、尤私用ニ着用致候事は堅相成不申、平生身之廻り棧留迄着用致可申、其次ハ伊勢嶋ニ限り可申候事

一革緒之下駄足駄雪踏并ニ別菅笠別からかさ支配人之外堅無用之事

- 一 召仕之男共身分不相応之着用致候ハ、急度吟味之上可申付、并下駄足駄雪踏之革緒木綿緒之草履相成不申候事
- 一 洗濯屋其外中宿江衣類持出し置き、他行致候儀決而相成不申候事
- 一 夜深成内参詣所其外何方へも罷出申間敷、開帳朝参等致候ハ、明六ツより罷出、見世開キ不申内下向致可申、尤前夜参詣所断置き可申候事
- 一 店之者見世用事仕廻候共台所江引籠ニ申間鋪候事
- 一 店之者寄合茶屋肴屋そばや杯催し無用之事
- 一 常々は不申及譬正月ニ而も勝負事堅致申間敷候事
- 一 手習之外稽古事堅無用之事
- 一 病氣之節は互ニ氣を付介抱致可申候事
- 一 奉公人相抱候ハ、早速請狀致候事
- 一 青屋紺屋染地相重り不申候様常々相改可申候事
- 一 毎日蔵々べり方氣を付戸前口窓其外用心土平日無油断相改可申候事
- 一 穴蔵改砂蓋砂等改心懸之事
- 一 大地震有之候ハ、鎮り候後、蔵々戸前引合セ改可申候事
- 一 抱日雇之者并ニ出入之者出火之節駈ケ付、働仕様之事委細言付置き可申候事
- 一 近火之節蔵々穴蔵第一ニ仕廻、見世代口物其外諸道具其上ニ而駈引之事
- 一 諸帳面并ニ蔵之鍵持出之事

- 一 急火ニ而も仏神大切ニ相片付可申候事
- 一 出火之節蔵々戸前口随分念之入及大火目塗致候ハ、支配人相改可申穴蔵砂ぶた右同断之事
- 一 火事之節奥蔵々内蔵穴蔵仕廻様之事
- 一 出火之節他之諸道具其外何ニ不限預り申間鋪、若無抛候ハ、支配人へ相断可申候事
- 一 出火之節若病人有之候ハ、風並ミ相考へ早々懇意之方江連行頼置可申候事
- 一 出火見舞先キニ而危キ働無用ニ可致、若見廻ニ行候跡へ店隣町出火出来候ハ、其俟取て返し候儀常々心懸ケ居可申候事
- 一 大火ニおよび立退候節、子とも能々申間怪我不致候様其外氣を付可申候事
- 一 大火ニ及危く相成候ハ、大小之はしごりうこし釣部手桶鋏瀧口水籠都合七品取揃、退キ場所申合風並能かたへ持出し、一両人番を付置立帰り相働可申、火先き見合怪我不致候様互ニ氣を付、不叶節は申合候場所江退き一所ニ集り人別相改支度致、火鎮り次第早速右之道具を持かけ付、蔵々四方穴蔵之上火を除け水働出情致、蔵々穴蔵之様子相考へ可申候事
- 一 出火入用之諸道具常々改置キ可申候事
- 一 国々問屋之儀旧来懇意衆中是不相替懇意ニ致、代口物善惡之儀無遠慮可申遣、新規問屋拵へ申間敷、若無抛仕入致候ハ、支配人相談之上取計可申候事
- 一 売子衆分限相応を相考商内致可申、尤通帳金高例格不相応ニ相

成不申候様常々駈引いたし可申、宜敷得意衆たりとも取替金致遣し候衆中へ代口物勧め候事堅致申ましく、懸方之儀支配人ハ不及申式番三番之者随分氣を付、金高不相応之儀有之候ハ、相改急度申付、通帳常々金高顯し、物前は別而之儀平日共留置キ不申無油断催促可申、并ニ買出し之節金子持参在之候様挨拶いたし可申、通帳金銀請取高つね々支配脇帳合吟味可致候事

一銘々引請之商内致遣し候ハ、通帳しらへは其外之者いたし可申候事

一新懸商内致申間鋪、尤慥成引請人有之候ハ、相談ニもおよび可申、勿論金高限り常々金廻し仕切勘定相違不致候様相究、引請人印形取置可申、金高之懸売慥成請人在之候共堅致申間敷候事

一売子衆買出し中絶之仁在之候ハ、氣を挨拶ニ遣し可申候事

一売子衆へ越商内一切致申間敷候事

一売子衆新二宿致申ましく候、尤先規より留来候仁は格別之事

一売子衆何かたへも連行候儀致申間敷、若無抛儀有之候ハ、支配人其次へ相断可申、尤花麗成事堅致申間敷候事

一通帳出し不申売子衆へ少々之羽銀ニ而も取替申間鋪候事

一月々懸方引請之者無滞相廻り、金子取立之儀は不申及先きく様子相考へ可申、得意先ニ而格別之懇を不致酒を慎ミ其外不調法氣を付、懸先キ引請之場所之外道寄堅致申間敷、廻り場不相応ニ帰り遅候ハ、急度吟味いたし可申、其外得意先ニ而金銀借用致候事一切相成不申、若右休之者有之候ハ、吟味之上暇遣し可申、尤得意衆中へも右之趣相断置可申候事

一売子衆より金銀請取候ハ、其上役之者へ相渡し可申、都而金銀出し入支配人之外堅無用之事、若支配人他出之節ハ其次之者致可申候事

一一家店之德意衆を引入商内相互ニいたし申間敷候事

一無抛懸意者ニても金銀取替堅致ましく、店內時貸し借り之金夜々出入、勘定之砌相改かしかり共延引之儀有之候ハ、吟味可致候事

一相互ニ申合売子引請之者ハ勿論銘々丁寧ニ挨拶致、鹿抹之取扱致ましく候

一入津出荷物之節見世先ニ而煙草かたく無用之事

一木綿出入折々吟味致可申候事

一常々火之元第一二氣を付可申候事

一升屋両替金銀取寄候節支配人支配脇両判之書付を以取寄可申候、尤先キ方へも相断申候、此極相違へ申間鋪候事

已歲其御地様を被仰下候御掟

一米油其外延商内堅致間敷事

一薬種類并唐物何ニ不寄思入商致間敷事

一是迄取引不致所江無差別金借致間鋪質物預り候、迎も得与相談可有事

一支配人其外自分之縁有之所江金銀借し申間敷候事

一惣而聊之事用捨致置候ハ、不宜候急度吟味可被懸候、後日二物事大く成上は親請人は不及申一家共迄及難渋、其所之役人沙汰

二および大騒動ニ相成候、此所勘弁致是迄年来致来候、商内木綿わた両品ニ限り外々江目をかけ不申常々心懸出情被致候事第一肝要候

一金銀貸し借り多少ニ不限、直二本証文ニ而取替第一大切之事ニ候間、同家末家ニ而も仮り請取ニ而は取引堅致間敷、尤支配人其次加判致可申事

一後見支配人并二下々ニ迄不相応成身持仕間鋪、尤衣類等ニ至迄花麗成物拵へ申間敷候、諸事分相応ニいたし其次之者迄格式之外之儀堅無用ニ候、若又不埒成者於在之は早速異見を加江急度可相嗜難相止候ハ、早々隙出し請人方江預ケ可申上ニ立候者共二不埒在之候而は下々難申出候ハ、其節外店支配人へ内意を通し異見可致難心得儀在之候ハ、早々此方へ可被申越候

一兩度算用目録之節金三拾兩余貸借り目録表へ名前相顯し可被申越候、金高本証文之通名前銘々書記シ可被申越候

一目録為登申節例歳両店後見支配人打寄帳面等引合印形致来候得共、其店々貸借り之品ニ寄有り金又は代口物之内江相加江有物之猥りニ致候事も相聞へ候、以後は左様成帳合等堅致間敷候、惣而有体二名前相顯し可被申越候、惣店之後見支配人互二帳面等引合貸し付本証文引合見可申候、店持候末家之者迄帳合致吟味無間違候哉入違相改可被申候、若又疑敷儀有之候ハ、早速此方へ可被申越候、後日二間違筋在之私ハ帳面見不申杯と申分難成候

一引込店持候末家之者共江是迄猥ニ金銀取替間違有之候、已後ハ金百兩迄取替可遣其上之金高ハ堅無用候、無抛儀ニ付又候無心申候ハ、入用之品委細ニ此方江可被申越候、相談之上如何様とも可致候、外々江大金貸し付候節店々後見支配人打寄相談之上貸し付可被申候、乍併格外成金高ハ無用ニ候、右之通皆々相心得諸事取扱可被申候下々之者へも時々可被申聞候、已上

安永貳歳巳ノ四月廿七日

長谷川六郎治 判

長谷川治郎兵衛 判

右被仰下候趣委細奉承知候

惣店中

覚

一近來町内仲間并綿店向操綿商内風儀惡敷取引等有之候段、勢州表御主人方及御間被遊、店々ニも勝負商内取引致候哉と御案内難被遊、御連印を以御書面御示被下置候趣熟覽仕誠ニ以難有奉存候、右体空商内ニ相交格外之損失等仕候ハ、且ハ銘々出世ヲ取失ひ可申儀ニ而候、先規より御仕似セ見世商内大切ニ相勵出情仕候へハ、末々御主人之恩恵ミ眼前如在之候へは毛頭無余念正道第一ニ可仕候、勿論先歳より定式有之年々両季店中寄合申談候通、平日身持衣類等目立候儀決而不仕候様相慎ミ諸事古風内端ニ取計可申儀肝要候、猶右之段堅相守候様可仕候事

一操綿商内売買共店々引当を以取引可仕候、兩様共喰合不申商内

事決而仕間敷候事

一大坂堺辺欠合見当相場取引之儀并ニ操わた番船之節懸勝負之儀
店々は迄も一切不仕事ニ候へ共、別而此已後末々ニ至迄堅仕間
敷候事

一右三ヶ条之趣店中睨与得道仕候ニ付、此度勢州表江連判差上置
候、向後万一不覚之族有之定目相背キ、御主人方如何様之御
咎被仰付候共毛頭御恨ニ不可奉存候、猶及見聞次第無用捨急度
相糺可申候事

江戸惣店中

連印

安永七歳戌ノ九月

勢州

御主人様江差上置申候

右掟法ヶ條之趣銘々承知得心仕候儀ニ御座候、弥以店風儀不被
相乱様急度相守、店々末々之者ニ至迄不洩様ニ相示、歳々両季
ニ惣店中打寄熟誂仕候事

一両季店々勘定之節下目録入違、諸帳面密細ニ改合相違無之旨印
形仕候之段被仰下奉承知候、歳々互ニ改合請帳相仕立候筈ニ今
度相究申候事

一此度店內家別ニ上下タ為取替証文為致候、此趣意は上へより下
タを制し申は必常下タ役相勤居候は、上役之者不所存於有之は
異見を加へ其上相用無之候ハば支配人江相達可申、若支配役之

者右体ニ候ハば本店へ及露顯可申候、都而店中相互ニ氣を付ヶ
合、譬本店支配衆ニ而も不見届体有之候ハ、及評議ニ可申候
一操綿油菜種之類都而空商内先規より停止之儀ニ御座候、猶以已
来堅相守可申候

一右空商内は博奕同前之儀正道之商人とは氣肌甚相違之事ニ候へ
ハ、隣町右商売筋店々商内用之外支配人若イ者ニ至迄付合事急
度仕間鋪候

付紙

此度被仰下候印付之儀白地ニ書顯し申候も如何ニ奉存候、何連
も承知之儀ニ御座候へば宜敷御聞届ヶ被遊置可被下候、已上

右之趣店中一統得道仕候

御主人様方平日御行跡并ニ下も御慇ミ被下候儀見聞ニ随ひ拳而
難有奉感悦候、誠ニ自分之儀相顧銘々相慎ミ聊之儀も実儀を以
可仕候、依之連印差上申處、仍而如件

忠助

由兵衛

孫兵衛

彦三郎

甚兵衛

作兵衛

太郎兵衛

林兵衛

天明貳歳

寅ノ霜月

長谷川治郎兵衛様
同 武右衛門様
同 六郎治様

四郎兵衛
利兵衛
茂兵衛
長右衛門
吉郎兵衛
九兵衛
仁兵衛
宗八
利助
半七
卯兵衛